

令和7年度 公共ライドシェア実証運行事業
運行管理システム開発・保守委託業務
プロポーザル実施要領

伊豆の国市

1 趣旨

伊豆の国市が実施する『大仁東地区における公共ライドシェア実証運行』において、予約受付や運行管理の業務負荷軽減とドライバー・利用者の利便性向上を図るため、専門的な知識と技術を有する事業者、システムの開発・保守を委託する。

なお、事業者選定については、公募型プロポーザル方式とし、各種手続、要件及び選考等の内容については、次のとおりとする。

2 業務の概要

(1) 事業名

令和7年度 公共ライドシェア実証運行事業

(2) 業務名

運行管理システム開発・保守委託業務

(3) 業務内容

「令和7年度 公共ライドシェア実証運行事業 運行管理システム開発・保守委託業務仕様書」のとおり

(4) 委託期間

契約締結日から令和8年1月31日まで

(5) 委託上限金額

3,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

(6) 支払方法

業務完了後の一括払い

3 企画提案に参加するに当たり必要な資格

この企画提案に参加する者は、伊豆の国市契約規則を遵守した上、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。

(3) 伊豆の国市暴力団排除条例（平成24年伊豆の国市条例第10号）第2条に規定する暴力団員等及び暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。

(4) 国税、県税及び市税を滞納していないこと。

(5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。

4 選定スケジュール

選定スケジュールは以下のとおり。

項 目	日 時	注意事項
実施要領公表 (伊豆の国市HP)	令和7年6月27日(金)	質問票(様式第2号)は、電子メール等で提出してください。 口頭での質疑応答は行いません。
質問受付期限	令和7年7月4日(金)	
質問回答期限	令和7年7月9日(水)	質問者及び事業者全員に対し、随時、電子メールで回答します。
企画提案書等の提出 期限	令和7年7月11日(金) 午後5時必着	持参又は郵送により提出してください。
企画提案書等の説明	令和7年7月16日(水)	総括責任者等が企画提案書等を説明してください。(1者につき20分程度)
審査結果通知	令和7年7月18日(金)	企画提案書を提出したすべての事業者 に通知します。

5 提出書類等

- (1) 公募型プロポーザル参加申込書(様式第1号) 1部
 - (2) 公募型プロポーザル参加届出書(様式第3号) 1部
 - (3) 企画提案書(様式第4号) 5部(正本1部、副本4部)
 - (4) 業務経歴書(様式第5号) 5部(正本1部、副本4部)
 - (5) 本業務の実施体制(様式第6号) 5部(正本1部、副本4部)
 - (6) 見積書(税込)(様式任意) 5部(正本1部、副本4部)
 - (7) 会社概要がわかる資料(様式任意、既存のパンフレット・会社案内等も可) 1部
- ※見積書には代表者印を押印し、内訳書を添付すること。正本のみ押印し、副本は写しとする。
- ※提出書類等の副本については、社名を分らないようにすること。

6 企画提案書について

企画提案書を作成するに当たり、次の事項に留意して作成すること。

- ※ 企画提案については、2(5)に示す委託上限金額の範囲内とし、本格運行を見据えたシステムの構築内容を提案すること。また、本格運行時における、当該システムの使用時における導入・保守委託金額を明示すること。
- ※ 専門用語には注釈を付けるなど、わかりやすい表現で記載すること。

(1) 書式等

- ① 用紙サイズはA4版縦書きとすること。
- ② 散在しないような形で綴ること。

(2) 記載項目

ア 基本的事項

別紙「令和7年度 公共ライドシェア実証運行事業 運行管理システム開発・保守委託業務仕様書」(以下「仕様書」という)を踏まえ、本事業の目的、要件等を反映した提案内容とすること。

イ 追加機能

仕様書に記載のない事項で、利用者の利便性向上や職員の負担軽減に繋がる機能がある場合は記載すること。なお、追加機能は本業務の委託料の範囲で実施可能なものとする。

ウ 本格運行時の導入・保守費用

本格運行を見据えたシステムであり、本格運行時の導入・保守委託費用が抑制された内容のものとする。

7 選考方法について

(1) 実施方法等

提出された企画提案書等について、プロポーザル審査表に基づき項目ごとに数値化して採点し、合計点数により選定する。審査に当たっては、総括責任者等による説明を受けた後、質疑応答を行うことを基本とする。

(2) 評価基準について

プロポーザル審査表(別紙)の配点のとおり

審査委員全員の合計点数が最低基準(60%)に満たない提案は不採用とする。

(3) 審査の結果について

企画提案を受けたすべての事業者に、審査結果を文書で通知する。

なお、審査は非公開とし、他者の提案内容及び評価についても公開しない。

8 失格事項

次の各事項のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 「参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出すべき書類に不備があった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積金額が委託金額の上限を超える場合
- (5) 選考の公平性を害する行為があった場合
- (6) 上記事項に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、プロポーザル審査委員会が不適切であると認めた場合

9 その他留意事項

- (1) この企画提案に参加する費用は、すべて事業者の負担とする。
- (2) 提出期限後の書類の修正又は変更は、承認しない。
- (3) 提案された実施体制の変更は、死亡、傷病、退職等のやむを得ない場合を除き、これを認めないものとする。
- (4) 提出された書類の著作権は、参加する事業者に帰属する。ただし、発注者がこの選考結果の報告等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で利用できるものとする。
- (5) 提出された書類は、返却しない。
- (6) この企画提案に係る情報公開請求があった場合は、伊豆の国市情報公開条例（平成17年伊豆の国市条例第8号）に基づき提出書類の公開について判断する。
- (7) 参加申込後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出するものとする。
- (8) 企画提案書や見積書の作成等に必要な本市に関する資料は、協働まちづくり課が提供する。これにより受領した資料等は、市の了解なく公表できないものとする。

10 提出・問い合わせ（事務局）

〒410-2292 静岡県伊豆の国市長岡 340-1

伊豆の国市企画財政部協働まちづくり課

電 話 055-948-1412（直通）

メール kyoudou@city.izunokuni.shizuoka.jp

担 当 工藤、佐藤